

## 豊田市高齢者活動事務交付金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、高齢者クラブの活動に対する交付金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会貢献的活動等 地域を豊かにするための自主的な活動、地域を住みよくするための課題に取り組む活動、市の行政に協力する活動等をいう。
- (2) 高齢者クラブ 地域を基盤として、社会貢献的活動等を行うために組織された高齢者の団体をいう。

## (交付金の交付目的)

第3条 この交付金は、高齢者クラブに所属する高齢者による自主的な社会貢献的活動等を助成することにより、当該活動を促進するとともに、地域の担い手となる高齢者を育成し、もって共働のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

## (交付対象者)

第4条 交付金の交付対象者は、単位ごとの高齢者クラブとする。

## (交付対象活動)

第5条 交付金の交付対象となる活動（以下「交付対象活動」という。）は、社会貢献的活動として高齢者クラブが行う活動で、次に掲げるものとする。

- (1) 地域の環境美化に関する活動
- (2) 防災、防犯及び交通安全に関する活動
- (3) 世代間交流、次世代への伝承等に関する活動
- (4) 友愛奉仕活動等の地域福祉に関する活動
- (5) 自治区等と協力して取り組む地域課題解決のための活動
- (6) 高齢者の生活を豊かにするスポーツ活動、学習活動等
- (7) 市の行政に協力する活動
- (8) その他市長が交付対象と認める活動

## (交付金額)

第6条 交付金の額は、別表に掲げる項目別交付額の合計額とする。

## (交付の条件)

第7条 交付金の交付を受けることができる高齢者クラブは、次に掲げる条件を満たしたものでなければならない。

- (1) 規約を定めていること。
- (2) 会計処理が明らかにされていること。
- (3) 民主的な運営を行っていること。
- (4) 地域社会とつながりを持った活動を行っていること。

(5) 自治区等の地域の組織と連携した活動を行っていること。

(交付の方法等)

第8条 交付金の交付を受けようとする高齢者クラブは、状況報告書又は、あいち電子申請・届出システム（平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則）により、毎年度の4月30日までに、会員数その他の必要事項を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告に基づいて第6条の交付金の額を算出し、概算払いによりこれを交付する。

(交付金の不交付)

第9条 市長は、交付金を交付した高齢者クラブが交付対象活動に取り組まない、又はその取組が十分でないと認めるときは、交付金の一部又は全部を交付しないことができる。

(実績報告)

第10条 交付金の交付を受けた高齢者クラブは、当該交付を受けた年度の翌年度の4月10日までに、市長に交付対象活動及び決算の実績について、あいち電子申請・届出システム（平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則）又は実績報告書により報告しなければならない。

(交付決定の除外)

第11条 市長は、第8条第2項の規定にかかわらず、高齢者クラブが次のいずれかに該当する場合は、交付金を交付しないものとする。

- (1) 高齢者クラブの役員又は会員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が高齢者クラブの運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 高齢者クラブの役員又は会員が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 高齢者クラブの役員又は会員が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 高齢者クラブの役員又は会員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 6 条関係)

交付金の交付額

項 目	交 付 単 位 等	交 付 額
定 額 交 付 金	1 高 齢 者 ク ラ ブ 当 た り	3 4 , 0 0 0 円
会 員 数 割 交 付 金	高 齢 者 ク ラ ブ の 会 員 数 が 3 0 人 を 超 え る 場 合 、 5 人 ご と の 加 算 額	2 , 5 0 0 円
委 員 等 活 動 費	高 齢 者 交 通 安 全 ア ド バ イ ザ ー 及 び 友 愛 活 動 リ ー ダ ー 活 動 費 と し て 、 1 高 齢 者 ク ラ ブ 当 た り (た だ し 、 友 愛 活 動 リ ー ダ ー を 選 任 し て い な い 場 合 は 、 算 定 額 の 1 / 2 と す る 。)	1 4 , 0 0 0 円 + ( 6 0 円 × 会 員 数 )
高 齢 者 憩 の 家 運 営 費	高 齢 者 憩 の 家 ( 豊 田 市 高 齢 者 憩 の 家 管 理 運 営 補 助 金 交 付 要 綱 ( 平 成 3 1 年 4 月 1 日 施 行 ) 第 1 2 条 第 3 項 の 基 準 を 満 た す も の に 限 る 。 ) を 開 設 し て い る 場 合 、 1 施 設 当 た り	週 3 回 以 上 開 所 1 0 4 , 0 0 0 円  週 2 回 開 所 6 5 , 0 0 0 円
新 規 設 立 支 援 費	1 年 間 以 上 高 齢 者 ク ラ ブ が な い 地 域 に お い て 、 新 規 設 立 し た 場 合 の 加 算 額 (た だ し 、 同 一 地 域 の 加 算 は 1 度 に 限 る )	3 0 , 0 0 0 円

注意 交付額の算定に用いる高齢者クラブの会員数は、当該高齢者クラブから報告された毎年度 4 月 1 日現在の会員数とする。